

盛岡市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和6年9月27日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

第1 準拠基準

盛岡市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部局等

教育機関（小学校及び中学校）

2 対象範囲

令和5年度の事務の執行に関すること。

なお、必要があると認める場合は、令和6年度又は令和4年度以前も対象とした。

第4 監査の着眼点

各監査対象機関におけるリスクを抽出し、事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、合規性や正確性に加え、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施した。

第5 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各学校等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金

の記録管理その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の期間 令和6年7月1日～令和6年9月27日

監査対象機関	実地監査期日及び場所
永井小学校、羽場小学校、飯岡中学校 青山小学校、本宮小学校、大宮中学校	令和6年7月30日 永井小学校、羽場小学校、飯岡中学校 青山小学校、本宮小学校、大宮中学校
中野小学校、上田小学校、上田中学校 山王小学校、河北小学校	令和6年7月31日 中野小学校、上田小学校、上田中学校 山王小学校、河北小学校
玉山小学校、玉山中学校	令和6年8月1日 玉山小学校、玉山中学校
下橋中学校、土淵小学校、土淵中学校	令和6年8月5日 下橋中学校、土淵小学校、土淵中学校

第7 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められた。

今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。